

アスリート育成事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）に神奈川県育ちの選手が一人でも多く出場することを目指し、助成金を交付するアスリート育成事業（以下「育成事業」という。）について、補助金交付規程に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 育成事業の実施主体は、公益財団法人神奈川県体育協会（以下「県体育協会」という。）とする。

(実施期間)

第3条 育成事業の実施期間は、平成27年度から平成31年度までとする。

(対象競技)

第4条 対象競技は別表に定める対象競技（東京オリンピック実施競技正式種目）とする。

(助成対象者等)

第5条 助成対象とする者及び事業は、別表に定める助成対象者等のうち「アスリート育成事業助成対象選考委員会」において選考された助成対象者等とする。

(助成金の交付)

第6条 事業実施に係る助成金の交付は、選手及び指導者については原則として本人、指導者講習会については県体育協会加盟競技団体に対して行う。

(対象経費等)

第7条 助成対象とする経費は、別表に定める対象経費のとおりとする。

(助成期間)

第8条 助成期間は、単年度とする。

(申請)

第9条 選手及び指導者については、アスリート育成事業助成金交付申請書（第1号様式）に事業実施計画・収支予算書（第3号様式）を添え、競技団体に提出し、競技団体は副申書（第2号様式）を添付して、県体育協会会長に提出すること。

2 指導者講習会については、アスリート育成事業助成金交付申請書（第1号様式）に事業実施計画・収支予算書（第3号様式）を添え、競技団体が県体育協会会長に提出する

こと。

(交付条件)

第10条 補助金交付規程第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業の内容又は助成事業の経費配分を変更しようとする場合は、すみやかに県体育協会会長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
 - ア 経費合計額の20%以内の変更
 - イ 3ヶ月以内の日程の変更
 - ウ 参加人数及び会場の変更
- (2) 助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、すみやかに県体育協会会長の承認を受けなければならない。
- (3) 助成事業が予定の期間に完了する見込みのない場合もしくは完了しない場合は、速やかに県体育協会会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他補助金交付規程及びこの要項の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第11条 前条の規定に基づく県体育協会会長の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式・第5号様式）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して選手及び指導者については競技団体を通じて、指導者講習会については競技団体が県体育協会会長に提出しなければならない。

(報告)

第12条 事業の実施報告は、アスリート育成事業実績報告書（第6号様式・第7号様式）に事業実施報告書（第8号様式）を添えて、事業完了から30日以内、又は4月10日のいずれか早い日までに選手及び指導者については競技団体を通じて、指導者講習会については競技団体が行わなければならない。

附 則

この要項は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に改正前の要項の規定に基づき提出されたアスリート育成事業助成金交付申請書（第2号様式）は、改正後の要項に基づいて提出された副申書とみなす。

[別表]

対象競技 〔28競技団体〕		陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、卓球、馬術、フェンシング、柔道、バドミントン、ライフル射撃、ラグビーフットボール、カヌー、アーチェリー、クレール射撃、ゴルフ、トライアスロン、テコンドー
助成対象者等	選手	東京オリンピックへの出場が有望視されている者で競技団体から推薦された選手
	指導者	東京オリンピックへの出場が有望視されている者で競技団体から推薦された選手の指導に当たっている指導者
	指導者講習会	競技団体が主催する講習会で、東京オリンピックを含め将来の神奈川のスポーツを支えるリーダーを育成するもの
助成期間		4月1日から翌年の3月31日まで
対象経費	選手	①指導者招聘に係る費用 ②国内外遠征に係る費用（練習会、合宿、大会参加等） ③消耗品の購入に係る費用（トレーニングウェア、シューズ、サプリメント購入等）、用具修理に係る費用 ④医科学サポートに係る費用（ケガの治療、身体ケア、マッサージ等）
	指導者	①コーチプログラムへの参加に係る費用 ②国内外指導者の指導方法の習得に係る費用 ③上級指導者資格の取得に係る費用 ④国内外遠征帯同中の有力コーチの指導方法の視察に係る費用
	指導者講習会	①国内指導者による研修会に係る費用 ②国際レベルの指導者を招聘して行う指導法講習会の開催に係る費用